

平成28年度第3回印西クリーンセンター環境委員会

会議録（概要版）

1. 期 日 平成28年12月 3日（土）午前10時から12時まで
2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 委員出欠状況
☆甲（10名中 10名出席）☆乙（27名中 19名出席）☆傍聴者 1名 ☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出（甲側委員）
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
(1) 印西クリーンセンター操業状況について
(2) 次期施設計画の進捗状況について
(3) 現施設の延命化工事の進捗状況について
(4) 印西クリーンセンター周辺臭気について
5. その他
6. 閉 会

配付資料

- ・平成28年度第3回印西クリーンセンター環境委員会 次第、配付資料一覧、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・平成28年度搬入車両数と搬出車両数・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告・・・・・・・・（資料2）
- ・印西クリーンセンター基幹的設備改良工事・・・・・・・・・・（資料3）
- ・印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告・・・・（資料4）
- ・平成28年度印西クリーンセンター周辺臭気調査業務報告書
- ・自治会側から事前に提出された「平成28年度第3回環境委員会議題」の写し・・・（資料5）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書・・・・・・・・・・（資料6）

4. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1）平成28年8月～10月ごみ搬入量、焼却量

- ・平成28年8月のごみ搬入量は4,172トン（うち事業系 1,126トン）、ごみ焼却量は3,240トン。
- ・平成28年9月のごみ搬入量は3,952トン（うち事業系 1,101トン）、ごみ焼却量は3,279トン。
- ・平成28年10月のごみ搬入量は3,950トン（うち事業系 1,066トン）、ごみ焼却量は3,869トン。

【平成28年度排出ガス測定、騒音・振動測定、悪臭物質測定、処理水の水質測定等】

表－2）排出ガス測定

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素）については、1号炉（測定日平成28年6月30日）、3号炉（測定日平成28年6月24日）、の測定を行いました。値については全て協定値の範囲内でした。

表－3）騒音・振動測定

- ・騒音・振動測定（測定日平成28年7月19日）について、測定値は全て協定値以下でした。

表－4）悪臭物質測定

- ・悪臭物質測定（測定日平成28年7月19日）について、測定値は全て協定値以下でした。

表－6）処理水の水質測定

- ・測定物質（カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ダイオキシン類）について、平成28年7月19日に測定をおこないましたが、値については全て規制値、協定値の範囲内でした。

表－7）大気測定仮設局舎による測定

- ・平成28年9月1日から10月1日の期間、木刈中学校の駐車場において測定しました。測定期間中、光化学オキシ

ダントの環境基準値を超えた日が3日あり、回数は14回ありました。光化学スモッグ注意報が発令された日はありません。

表－9) ごみ質分析

- ・ごみ質分析（測定日平成28年8月31日）紙類38.1%、厨芥類5.3%、布類7.3%、草木類11.8%、プラスチック類34.6%、ゴム類0.0%、金属類2.3%、ガラス類0.3%、セト物、砂、石0.3%、その他0.0%です。水分47.7%、見掛比重が0.103kg/l、低位発熱量については2,280kcal/kgでした。

【搬入車両数と搬出車両数】

(平成28年8月～10月搬入車両数)

- ・平成28年8月4,171台、9月3,821台、10月4,130台、4月から10月までの累計で27,929台、前年同期と比べ534台、1.95%増となっています。

(平成28年8月～10月搬出車両数)

- ・平成28年8月133台、9月129台、10月138台、4月から10月までの累計で946台、前年同期と比べ7台、0.73%減となっています。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】

印西クリーンセンターの放射性物質に関する報告について、放射性物質の測定結果は直近10月、飛灰が550ベクレル/kg、主灰が220ベクレル/kg、排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回検査を行っており、これまで検出されたことはありません。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第2、第3、第4、第6地点の4地点、東西南北というような意味で4地点の月平均値を載せています。直近10月の測定平均で一番高いのは、西側、第3地点の0.101マイクロシーベルト/hでした。焼却灰の処理状況について、第2回の環境委員会で報告したときの状況と変わりありません。基準値以下のものについては、民間処理施設での資源化、当組合最終処分場での埋立て処理を行っています。また、当初発生した基準値（8,000ベクレル/kg）を超えた指定廃棄物は一時保管を継続しています。

【質疑応答】

[乙委員]	本日配付された資料2の3ページ目に、「飛灰（ばいじん）」と書いてあり、「印西クリーンセンターで一時保管」と書いてありますが、印西クリーンセンターには保管していないと思います。印西市の収集センターに置いてあると思いますが、なぜこのように誤った記載をされるのか。
[甲委員]	場所とすれば収集センターをお借りして置いています、印西クリーンセンターとして保管をしているという意味で表記しています。
[乙委員]	きちんとした保管場所を書くべきではないですか。
[甲委員]	今後、誤解のないように表記いたします。

議題（3）【次期施設計画の進捗状況について】

本年度、次期中間処理施設を受け入れていただく吉田区との約束をまとめる次期中間処理施設の整備協定締結に向け、吉田区クリーンセンター検討委員会とこれまで話し合いを行ってまいりました。整備協定の内容といたしましては、11月5日吉田区区会におきまして概ねの合意を得てございます。また、その内容をもとに当組合を構成する各市町との調整を行っておりまして、その調整が終わり次第、印西地区の住民の皆様の意見を伺うパブリックコメント実施に向けた手続きに入りたいと考えております。また、今後はその意見の集約を行いまして、再度吉田区との調整を経まして正式な整備協定締結、調印ということになりますが、こちらを2月ごろと想定しております。また、周辺自治会と位置づけております松崎区との状況ですが、11月5日松崎区の評議会が開催されましたことから、その席上をお借りしまして再度の説明会を実施させていただいております。その中では松崎区と組合によるこれまでの話し合いの経過や松崎区からの反対の意見書が提出されていることなどの説明をさせていただいております。この説明会の中では強く反対とする意見は特段ありませんでした。しかしながら、まだ反対意見をお持ちの方はいらっしゃるものと考えております。今後も引き続きご理解いただけるよう、機会を持っていただけるようお願いして行きたいと考えております。進捗状況としては以上でございます。

【質疑応答】

[乙委員]	先日お配りした「印西地区の環境整備」という広報の2ページぐらいに、次期中間処理施設の整備事業についてという説明がありました。ここではパブリックコメント及び全体説明会を実施する予定と書いていますが、今お聞きすると11月5日に吉田地区と概ね合意したということで、来年の2月に正式に調印するというお話なので、全体説明会はいつごろやるのでしょうか。
-------	--

[甲委員]	大変申しわけございません、説明の中で漏れておりましたが、今のところ全体説明会を行う予定で、時期等について今検討中でございますので、パブリックコメントの広報が流れた段階でその日付等は流させていただきたいと思っております。
[乙委員]	パブリックコメントの広報があった後に全体説明会をやるということですか。
[甲委員]	パブリックコメントを行っている途中になるかもしれません。 日程のほうが定まっておられませんので、これからの広報、皆様に配付する形になっております。
[乙委員]	パブリックコメントというのは1カ月ぐらいうるのですか、応募する。
[甲委員]	広報を流させていただいてから、パブリックコメントをこれからしますよという形で。
[乙委員]	広報というのは次期中間処理施設のどういう内容ですか。
[甲委員]	整備協定について、こういう形で吉田区と約束事を決めてきますよという内容のものが整備協定になります。その整備協定の内容についてパブリックコメントをかけさせていただくこととなります。そのパブリックコメントをかけるに当たって、いつから意見を募集しますよというようなことを広報で流さなければいけないので、その広報と同時にそのパブリックコメント、意見の募集期間というものが流れますので、その期間の中で見ていただいて、各住民の皆様にご意見をいただきたいと思います。
[乙委員]	広報では吉田地区とこういう合意に達しましたという内容が当然入っているのですね。
[甲委員]	そうですね、整備協定という。
[乙委員]	何項目くらい合意されたか今言えないのですか。100項目の。
[甲委員]	条立てになっているものですから、23条立てで今検討しております。それとパブリックコメントの期間としましては、その広報が流れてから14日間ということになります。
[乙委員]	14日間。2週間ですか。その間に全体説明会をやる。
[甲委員]	その予定で今考えております。
[乙委員]	場所はここですか。
[甲委員]	概ねここになるかと思っております。
[乙委員]	松崎地区がまだ反対しているというお話なので、その取り扱いというのはどうされるのですか。
[甲委員]	この事業につきましては、特段必ず合意を求めなければいけないというものではございません。ただし、我々組合としましては、近くの住民の皆様方にはできるだけご理解をいただくという姿勢でございますので、まだまだ実際に私どもの話を聞いていただけていない方もいらっしゃるかと考えています。ですので、そちらの方々にできるだけ伝えていきたいということで考えております。
[乙委員]	まだ説明会を何回か松崎地区で行うということ考えているのですか。
[甲委員]	できるだけその機会を松崎区の代表の方、区長さんという形になるかと思っておりますが、そういう方をお願いして機会を得ていきたいと考えております。
[乙委員]	1人に対して説明するのですか。
[甲委員]	説明ではなくてその方に機会を持ってくださいというお願いをしています。
[乙委員]	対象は松崎地区の方。
[甲委員]	できるだけ漏れのないように説明会をしていきたいと思っております。
[乙委員]	よろしくお願ひします。反対はあるかもしれませんが、十分内容の納得が一番大事だと思います。どういうことをやるのか。よく情報がわからないで混乱している方もいらっしゃるかもしれないので、そこは十分お願ひします。
[甲委員]	できる限り、そういうことのないようにしていきたいと思っております。
[乙委員]	数日前、印西地区環境整備というのが新聞に入っておりました。これの中の2ページの3分の1ぐらい、余り大きくはありませんが、地図まで入って今ご説明がありましたような状況が説明してありました。今後も、こういうのは続けて出していきたいと思っております。できれば、「広報いんざい」にも載せていただけたらいいのではないかと考えております。
[甲委員]	できる限りお願ひはしていかなければいけないとは思っているのですが、各市、町のものにつきましては、それぞれ別の目的、記事がたくさんありますから、なかなか今回うちで出させていただいた内容までは難しいときがございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議題（4）【現施設の延命化工事の進捗状況について】

資料3をご覧ください。前回の環境委員会では印西クリーンセンター基幹的設備改良工事の工程を12月まで説明いたしました。今回は3月までの工程を説明いたします。1番の受入供給設備は、ごみクレーン本体を

更新いたしました。2番、3番の燃焼設備と燃焼ガス冷却設備は、引き続き2号焼却炉の燃焼段耐火物及びボイラーの水冷壁の更新を12月末まで行いまして、1月に炉内点検及び内部洗浄を行います。4番の給排水、排水処理設備は、機器冷却水ポンプ及びその制御盤の更新を行いました。5番の余熱利用設備は省略いたします。6番の通風設備は、2号炉の各送風機の更新を行いました。7番の灰出し設備は、灰クレーン本体を更新いたしました。8番の電気設備は、2号炉の制御装置を更新いたしました。9番の計装、データ処理設備は、自動制御システム及び計装機器の更新を2月まで行います。10番の土木、建築工事は、工場棟屋根を1度開口、開きましたので、12月末まで閉じる工事、いわゆる閉口を行いまして、防水工事を5月末まで行います。11番の性能確認は、2号炉の工事終了後になります2月から3月に所定の性能を満たしているか検査を行います。12番の全炉停止期間は、年末年始となります12月30日から1月4日の6日間を設けます。なお、来年度工事につきましては、右側備考のとおりです。また、決まり次第ご説明いたします。以上です。

【質疑応答】

[乙委員]	今の改良工事の工程表なのですが、4番から8番までの矢印、いつからいつまで工事をやっているかというのが書いてありません。普通工程表というのは必ず工事期間というのが例示されていないと工程表と言えないのですが。
[甲委員]	4番から8番までは12月から3月までの該当工事がございませんので、線を引いてありません。
[乙委員]	工事が無いという意味なのですか。
[甲委員]	はい。終了していますので、あと平成29年度分については、また今後の予定について線を引いてご説明する予定です。
[乙委員]	これは2号炉の工事の工程表だと思うのですが、2号炉というのはどこにも書いていません。
[甲委員]	大変申しわけございません。ご指摘のとおり2号炉という部分かわからないので、その辺につきましては修正させていただきたいと思えます。
[乙委員]	11番の性能試験のところですが、その前の9番とかとも関係すると思うのですが、自動制御システム等の更新が2月末まで一応矢印があると推測するのですが、2月の初めから2号炉の性能試験をやることは可能なのでしょうか。普通は全体ができ上がって計測するべきだと思うのですが。
[甲委員]	11番の性能確認は2月から3月までの予定をしております。おっしゃるとおり、自動制御システムの更新が2月末まで入っています。主に1月から2月にかけては、1号炉関係の自動制御システムの更新になっています。今回の工事は、2号炉と3号炉が主ですが、コンピューターにつきましては、1号炉を一部分改造工事に入っておりますので、そのタイミングで更新いたします。2月から3月で2号炉の性能確認を行います。
[乙委員]	性能確認する際に、1月の末までに完成していなくても大丈夫なのですか。
[甲委員]	2号炉の計装は1月までには終了しますので、性能確認は問題なくできると思えます。
[乙委員]	2月1日ぐらいから始めると性能試験に書いてあります。更新が終わるのは2月の末でしょう。この1カ月間、ダブル部分はどうなるのですか。
[甲委員]	2号炉の更新ですが、12月末、あと現場の計装が一部分1月に少しずれ込みますが、1月末で終了いたしまして2月に主に1号炉のシステム更新を行う予定です。
[乙委員]	影響がないということで理解していいということですか。
[甲委員]	はい、そういうことです。

議題（5）【印西クリーンセンター周辺臭気について】

資料4をご用意ください。初めに、臭気モニタリングにご協力をいただき、誠にありがとうございます。こちらの報告書につきましては、前回7月分を報告しておりますので、今回8月から10月までの報告になります。また、組合のホームページでは既に公表しております。初めに、8月になります。上段が北側地区で、確認地点は小倉台一丁目と二丁目の2地点になります。週1回の定期モニタリング8回を含め、においのある日の報告、通報は一度もありませんでした。なお、定期モニタリング8回中、風下側の時間帯が5回という状況です。下段で、8月の南側地区につきまして、確認地点は内野一丁目、二丁目、高花四丁目、合計で5地点です。週1回の定期モニタリング23回を含め、においのある日の報告、通報は一度もありませんでした。23回中、風下側の時間帯が4回という状況です。次に、右に行って9月になります。北側地区につきまして確認地点は前月と同じ2地点、週1回の定期モニタリング10回ではにおいのある日の報告はありませんでしたが、別の日に1回においありの報告がございました。裏面を見ていただきたいのですが、印西クリーンセンターの北西部、小倉台一丁目になります。9月9日の金曜日午後5時10分、報告では焦げたようなにおいで強いにおいだとの報告をいただきましたので、印西クリーンセンターで運転状況、気象状況を確認し、記載した報告でございます。既にホームページで公表しております。焼却炉の運転状況につきましては、当日1号の焼

却炉を運転中でした。燃焼室温度は800度以上で、排ガス等の濃度、窒素酸化物等の排ガス等の濃度も全て協定値を下回る値でしたが、工場で5時6分から7分、約1分程度ですが、排ガス誘引送風機が停止し、そのため一時的に建屋内で焼却設備から排ガスの漏れが確認されております。これも後日の確認になるのですが、こういった状況の日でございました。気象状況につきましては、風速が毎秒2.3メートル弱風で風向きは印西クリーンセンターから小倉台方面に流れておりまして、確認地点は風下側という状況です。また、これは後日の確認なのですが、当日を含めて周辺住民の方や通行人からの通報、問い合わせ、あるいは市役所や消防署関係への問い合わせは確認されませんでした。恐れ入りますが、1ページに戻っていただきまして、9月の下側の欄で南側地区につきまして、確認地点は前月と同じ5地点、週1回の定期モニタリング22回を含め、においのある日の報告、通報は一度もありませんでした。定期モニタリング22回中、風下側の時間帯は2回の状況です。右に行って10月になります。北側地区、確認地点は前月と同じです。週1回の定期モニタリング8回を含め、においのある日の報告、通報はありませんでした。8回中、風下側の時間帯は2回の状況です。下に行って南側地区になります。確認地点は5地点、同じです。週1回の定期モニタリング24回を含め、においのある日の報告、通報は一度もありませんでした。また、風下側の時間帯は9回という状況です。臭気モニタリングにつきましては、7月から10月までで合計128回の報告をいただいております。引き続きご協力をお願いいたします。続きまして、前回も少し口頭で報告させていただいたのですが、臭気に関する専門機関である、におい・かおり環境協会さんが7月19日に実施しております臭気調査の結果を今回添付させていただきました。初めに、1ページをお開きください。調査の概要です。印西クリーンセンター周辺で確認されている臭気の実態を把握するため、印西クリーンセンターとその周辺1.5キロメートルの範囲について、臭気判定士さんによる臭気判定調査を実施しました。調査機関における臭気環境調査の実施日は、1号炉と3号炉の2炉運転中の日です。調査の実施内容ですが、昨年度と同じく、1つ目として印西クリーンセンター排ガスの臭気判定、臭気の質や強さ、2つ目として印西クリーンセンター周辺の臭気判定、臭気の質や強さ、漂う頻度など、それから3つ目として周辺の臭気判定におけるマッピング、地図上に落とすものと印西クリーンセンター排ガス臭気との判定、それらをまとめたものの報告ということでございます。2ページをご覧ください。印西クリーンセンター排ガスの臭気判定になります。調査内容は、記載のとおりです。判定方法ですが、臭気強度の判定方法としては6段階臭気強度表示法というものによるということで、表2の1になります。ゼロが無臭、3が楽に感知できるにおい、5が強烈なにおいといった6段階ということだそうです。また、臭質については、調査員3名が感じたままに表現されております。3ページの表2の2をご覧ください。臭気強度の判定結果は、2.5、3.0、3.5、3名の平均が臭気強度3、楽に感知できるにおいという結果でした。臭質ですが、こげ臭ではなく3名ともに塩素を薄めたようなすっとしたにおいであるというような表現をされておまして、こちらは昨年度3号炉の排ガスの臭気判定でしたけれども、昨年度と同様の臭質の結果という状況です。次に、4ページをご覧ください。印西クリーンセンター周辺の臭気判定になります。調査目的は、記載のとおりです。調査日時と調査地点は、表3の1に記載しております。印西クリーンセンターの外周3カ所、図3のA、B、C3地点と印西クリーンセンターの周辺、こちらは昨年度の地点に2地点を加えまして、計26地点で、次の5ページの図3の2になりまして、印西クリーンセンター北側入り口地点の1番、黒く印西クリーンセンターを表示しているところの1番から印西クリーンセンターの北東部、印西市泉地区の26番まで、半径1,500メートルの範囲内で実施をしていただきました。6ページをご覧ください。調査項目と判定者については、測定地点における臭気強度と臭質と頻度について3名の調査員が判定し、記録されております。また、同時に風向、風速等の気象状況も測定されております。各地点では1分間の定点観測で評価されており、評価項目は表3の2になります。使用機材は表3の3に記載のとおりです。なお、対象臭気の塩素臭、塩素を薄めたようなにおい、対象臭気になりますが、それから判定結果については3名の判定結果を平均したもの、それから対象臭気とは違うにおいの非対象臭気については、それぞれの強度が明記されています。7ページをご覧ください。調査実施日における成田の気象データが参考に記載されています。8ページをご覧ください。こちら表3の5で調査ポイント2地点での測定した温度、湿度の測定結果になっています。9ページをご覧ください。表3の6、印西クリーンセンター外周3地点の測定結果になります。表、左から測定地点、判定開始時刻、風向、風速、対象臭気の臭気強度、出現頻度、非対象の臭質、臭気強度、出現頻度というふうに表記しております。上段からナンバーA、印西クリーンセンター北側地点では10時47分に判定開始、東からの風向き毎秒4.5メートルの風速、対象臭気の臭気強度はゼロの無臭、出現頻度はなし、非対象臭気では臭質として草木のにおいというものが確認されておまして、強度は1.5でやっと感知できるにおいと、何のにおいであるかわかる弱いにおいの中間ということです。出現頻度については、①の数回という結果でした。このような見方をさせていただいて、次にナンバーBの西側地点、それからCの南側地点ということになります。対象臭気の臭気強度及び出現頻度は、いずれもありません。非対象臭気では草木のにおいとパッカー車からのごみ臭気を確認されております。10ページをご覧ください。表3の7、印西クリーンセンター周辺26地点の判定結果になります。表の構成、

記載方法は、前の表と同じです。左から測定地点、判定開始時刻といった記載になっています。上からナンバー1は、印西クリーンセンター北側入り口地点という状況です。こちらから記載されているとおり、ちょっと飛ばしてしましますが、11ページの26地点までの中で対象臭気については、いずれの地点においても確認されませんでした。なお、非対象臭気では草木のにおい、自動車排ガス臭、それから焦げ臭、野焼き等の焦げ臭が確認されております。12ページをご覧ください。左上の図3の2は、調査時における風向の出現頻度をあらわしております。記録写真の3の1から、17ページの写真3の29までは測定時の様子になります。18ページをご覧ください。印西クリーンセンター外周3地点の臭質と臭気強度の判定結果を臭気マップとしてあらわしたものです。19ページ、20ページをご覧ください。こちらは、周辺26地点の結果をあらわしたマップになっています。21ページをご覧ください。まとめとして記載されております。今回の調査では印西クリーンセンターの煙突から排出される原臭を把握し、印西クリーンセンター周辺の臭気の実態把握を行った。その結果、対象臭気は印西クリーンセンター周辺で感じられなかった。一方、非対象のにおいは固定発生源の草木のにおいや野焼き由来の焦げ臭が主であった。以上の調査結果から、今回の調査の条件下においては印西クリーンセンターの煙突から排出される臭気の影響は確認できなかった、との調査結果報告でした。また、調査実施日の7月19日は印西クリーンセンター臭気濃度測定も実施しましたので、その結果を参考資料1、参考資料2では臭気濃度測定結果を参考にした専門機関による臭気排出強度の検討が添付されております。以上で臭気に関する説明、報告を終わります。

【質疑応答】

[乙委員]	9月9日の臭気の原因は、誘引送風機の故障だという説明がありましたが、誘引送風機の故障というのは結構重大な不具合だったと思います。その原因について説明がなかったのですが、これはどういう原因で止まったのですか。
[甲委員]	まず、9月9日ののにおいに関してですが、強くにおうという報告はいただいたのですが、クリーンセンター、我々職員、それから現場も含めてにおいというものは確認しておりません。それから、周辺の方からも連絡、情報といったものはありませんでした。
[甲委員]	資料6の5ページの⑩番をご覧ください。質問を読み上げますが、⑩、周辺臭気に関する調査報告、9月9日におい発生の件、組合ホームページの「周辺臭気に関する調査 モニタリング報告書」で平成26年9月9日（金）午後5時10分「臭い」発生した件が「排ガス誘引送風機が停止して一時的に建屋内で焼却設備からの排ガス漏れが確認された」と記載されているが、「印西クリーンセンター緊急時対策マニュアル（平成27年9月）」の対応はどのようにされたのか、廃掃法の「事故の届出」には該当しないのか、というご質問でございます。この回答になります。9月9日午後5時6分、1号炉の誘引送風機が突然停止いたしました。炉内の圧力バランスが崩れまして、炉から若干の煙が漏れました。誘引送風機はすぐ、約1分後起動することができまして、炉の運転も通常運転に戻りました。また、マニュアル上で事故としての対応なのですが、事故としての届け出を行うものには該当いたしません。これは県にも聞きまして確認してございます。事故の原因なのですが、炉を、火を落としてから点検いたしましたところ、誘引送風機のマグネットコンタクトがちょっと劣化しているということで、ただいま部品の手配しております。交換を予定しております。以上です。
[乙委員]	マグネットについて、どういうものかもちょっと簡単をお願いします。
[甲委員]	モーターを起動するに当たって、いわゆるスイッチになるわけです。そのコンタクトによってモーターの電源がかかる装置になっております。その装置を今手配しております。
[乙委員]	そのマグネットコンタクトが自動的に直った、再起動できたということは。
[甲委員]	そのときはちょっとした接触不良ですぐスイッチが入り、復帰しました。
[乙委員]	誘引ファンが停止して、一時的に1分後にすぐ起動したということで非常に幸いだったと思うのですが、送風機が1分間しか止まらなかったけれども、建屋からガスが漏れた、これはどこから漏れたのでしょうか。臭突出口ですか。ちょっと理解できないのは建屋の中は常にマイナス圧力になっていて、ガスとかにおいは外に出ないようになっている。誘引ファンというのは、あくまでもプロセスの中のファンですよ。それが止まったからといって、すぐガスが外へ出るわけがないと思ったのだけれども、そこはどのような状態で、それで小倉台の方は煙が建屋から出ていたという目撃をされているのです。ガスが出たのだらうとは思いますが、なぜ外に行ってしまったのか。
[甲委員]	その辺の調査も行ったのですが、通常建屋内の脱臭ファンでマイナス圧力していますから、工場内で煙が発生しても活性炭を通して外気に排出しますので、煙も出ることはないと思うのですが、今回屋根を開口して仮の屋根で塞いでおります。そのすき間からちょっと出てしまったのかという推測です。

[乙委員]	誘引ファンというのはファンだから止まることもあるでしょうが、ファンに予備機はないのですか。1分間で起動したので事なきを得たのですが、ずっと止まっていたらどういう状態になるのですか。
[甲委員]	1炉につき1台ですので、通常点検をして、そのようなことがないように今後運転していくように心がけていきたいと思います。仮にずっと止まった場合は、炉内が蒸し焼き埋火状態になります。
[乙委員]	ずっと止まっていた場合、蒸し焼きみたくなくてガスがどんどん出て周辺にかなり影響を与えたのではないかと。そうすると、周辺の住民に避難だとかそういうところまで行くのかと。そういう想定をされたことがありますか。緊急時の想定というのは。
[甲委員]	そのためのやはり緊急対策マニュアル、今ちょっと持ってきてございませんが、緊急対応マニュアルに従って操作を行わなければいけないと思います。
[乙委員]	本来、そういう大事な機器は2台、予備機持つべきではないですか。
[甲委員]	設計思想になってしまいますので、本来大事なところは2台あるのですけれども、設計上、そこまでは想定していなかったと。
[乙委員]	次期施設では考えてください。危なかったら今の装置に共通のファンみたいなのをつけてもいいかもしれないけれども。検討してください。
[議長]	その辺は、事前に工場側につきましても事前計画等を心がけるようお願いしたいと思います。
[乙委員]	先ほど専門家に見てもらったら塩素臭がしたと。3ぐらいの強度でしたと。これは、多分プールなど消毒するガス、これは、誰が考えても温水センターのプールからしたのだろうと思うのですが、そうお考えですか。それから、その管理は組合がされていますよね。常に塩素臭がそこら辺でばらまかれているという現状がもし本当だとすれば、何か対策をとらないといけないのではないかとと思うのですが、そこはどう考えているのですか。
[甲委員]	排ガスの臭質が塩素臭を薄めたにおいということで、周辺でしているものではないです。排ガスの臭質結果が焦げ臭ではなく塩素臭を薄めたにおいと。いわゆる臭気濃度を今目標値500を守りましょうということで年2回臭気濃度測定をしています。あの排ガスの臭質として塩素臭を薄めたにおいという判定結果でした。ですから、温水センターとのかかわりは全くありませんし、その塩素臭を薄めたような排ガスのにおいについては、周辺26地点、それから印西クリーンセンターの外周の3地点では確認されなかったという結果の報告です。
[乙委員]	判定士はプールの消毒のにおいと言っているのではないですか。
[甲委員]	その臭質については排ガスの原臭を嗅いで、例えば環境委員さんにも昨年臭気濃度測定の際に来ていただいて原臭を嗅いでいただいたと思うのですが、あのにおいが塩素臭を薄めたにおいであったという結果です。ちょっと誤解されているようですので、報告書の2ページを見ていただきたいのですが、第2章、印西クリーンセンター排ガスの臭気判定で3ページの表2の2、判定結果としてこの排ガスの臭気判定結果が塩素臭を薄めたにおいという結果でした。
[乙委員]	煙突からプールの消毒臭がしたという意味で解釈すればいいのですか。
[甲委員]	プールの消毒臭ということではなくて、塩素臭を薄めたようなにおいということであって、判定員Cさんはプールの消毒臭というふうに表示していますけれども、プールの消毒臭のようなにおいという表現をされた方もいれば、単に薄い塩素臭と表現された方もいますし、排ガスのにおいがそういうにおいであったと、そういう結果でございます。
[乙委員]	煙突の排ガスの測定結果では、HC1ですか、そこが若干入っているのですが、そのにおいがしたという意味で理解すればいいのですか。
[甲委員]	HC1との結びつきは、何ともお答えできないのですが、排ガスのにおいの質としては塩素を薄めたようなにおいであったという専門家の結果ということでご理解いただきたいと思います。
[乙委員]	7、8年ぐらい前まで年に5、6回すごく強烈なにおいがしていました。近隣農家の肥料のにおいかと思っていましたが、木刈から夜来たときに、周りでえらいにおいがしてきたので、これは農家の肥料かなと思ったのですが、煙突から出た臭気ということは考えられないのですが、最近あまりしないのですが。

[甲委員]	お答えになるかわかりませんが、例えば今回7月19日については、1号炉と3号炉のいわゆる2炉運転時でクリーンセンターとしますと、排ガスとしては一番量が出ている条件下の中で周辺26地点の調査をしました。その結果の中で3名の専門家がどなたも一カ所でもそういった塩素臭、排ガスと同質においというのを感じられなかったと。この結果は、昨年と同じです。昨年も2炉運転時に調査をいたしました。その2年間の結果からしますと、私どもとしては排ガスのおい自体は臭気濃度測定で数値としては出ていますので、においというのはあるのだということでしょうけれども、周辺に影響しているようなことはないというふうに考えています。
[乙委員]	最近の臭気調査の結果としてわかったのですが、このモニタリングはいつ頃から始めたのでしょうか。
[甲委員]	環境委員会にご協力をお願いして、平成26年9月から実施をしております。北側地区と南側地区で気象状況等も違いますので1年間を通して実施をお願いいたしました。若干、一時期あいて、また今年度の7月から実施協力をいただいております。
[乙委員]	ここ2年くらいは全然臭気はないのですが、その前、5、6年くらい前は、毎年、年に数回は強烈なおいがしていたのですが、その苦情とか報告はそのころありませんでしたか。
[甲委員]	今年度については一度もありません。過去という部分では記憶の中では年に1回とか2回、例えば冬場に白く白煙が見えるような日に、おい等の連絡があって、現地に行くともうそういったにおいというのの確認できないということで、その報告はご本人にさせていただいたということは、年に1回とか2回あります。ただ、原因ははっきりわかっておりません。
[乙委員]	そうすると、近隣の農家の人が肥料を大量にまいたからにおうかという、それが原因ではないというような把握はしていないということですね。
[甲委員]	はい。クリーンセンターからの風向き等でそちらのほうに向いているということは、記憶の中ではなかったのですが、ほかの周辺のおいが影響したかまではその当時も確認していません。
[乙委員]	クリーンセンターの9月9日の件ですが、通報があったからわかったということですか。誰がこういう事故が起きているということをちゃんと皆様に知らせめたのか。例えば電話があったのですか。
[甲委員]	モニタリングの結果報告で、9月の報告が10月になってありまして、その結果報告の中でこの日ににおいがあったという報告をいただきましたので、ご本人に電話で直接確認したら、白く煙のようなものが上から出ているのが見えたということもお聞きしました。
[乙委員]	煙が出ているというのは建屋からですか。それとも、煙突からですか。
[乙委員]	当時9月ということで窓も開けていて、建屋から煙が出ていました。5、6人の方が建屋内の上にはいらっちゃったかと思うのですが、におい自身はそんなに強くは感じなかったのですが、においがありました。何か事故か、燃えているのかということで、そのうち煙がなくなったのですが、一応報告しておこうということで、通常のモニタリングとは別に報告をしました。
[甲委員]	設備の送風機の停止なのですが、コンピューター画面に異常停止という表示が出まして、すぐ作業員が駆けつけて点検、その後手動で起動できたといったことです。
[乙委員]	何か故障があった場合に対応するマニュアルが、この緊急時対策マニュアルで対応するというお話なのですが、実際に何か事故があったらこうするという次の対策、実際に何かがあったときに周辺に及ぼす影響、どのくらい煙が出るのかとか、最悪近くの方は避難しなければいけないのかという想定はされているのですか。ここに書かれているのはあくまでもここだけの規則ということだけですよね。そのときに隣にどんな状況を想定されるのかというのはどこかに書いてありますか。
[甲委員]	緊急時対応マニュアルとしてはその設備の異常の対応の記載です。したがって、住民の方の避難までは記載してございません。
[乙委員]	先ほどおっしゃったように、煙が出ている件がありましたが、建屋の中にいたら外がもう見えなかったという話ですよね。それは実際に確認されたのでしょうか。建物の中からはそんなに漏れていないよ。あるいはすぐスイッチ押して再起動したよということだと思えます。そのときに周りでどんな環境の変化があったかというのの確認されたのですか。
[甲委員]	このとき少し煙が出たということです。そのときはすぐ起動できました。起動できない場合は、マニュアルどおり、埋火作業に入ります。なおかつ、炎が周りに上がる場合は消防署に連絡とか、そういうマニュアルになっております。

[乙委員]	最悪どんなことが想定されるのですか。消防署に連絡するような事態も可能性としてはあるのでしょうか。結局危機管理がどこまでできているかによって、対策の方法論は多分ネットを見れば出ているのですが、そこに至るときに周辺にどんな状況が出るのが想定されているのかどこにも書いていないので、いかがですか。例えば火事が出る可能性もあるのですか、この送風機がだめになってしまうとか。
[甲委員]	送風機が停止しても火災になる可能性はないと考えております。また、周辺の影響なのですが、この辺、周りの通行、それから池、それから草木類などは特に影響は受けておりませんでした。
[乙委員]	老朽化して無理して扱う時期に来ているので、今まで想定していなかった場所は出てくる、ある程度挙がっていると思います。なので、この辺のところを検討して考えていただきたいと思います。
[甲委員]	もう一度、当方もマニュアルをよく確認し、その辺の本当に影響があるのかなのかという部分も今回のこの事故、事故という形で当方はまだ扱ってはいないのですが。もう一度再点検させていただければと思います。

5. その他【自治会側から事前に提出された「平成28年度第3回環境委員会議題」について】

質問① 札幌市発寒清掃工場（札幌市西区）の煙突から風でさび飛散…市が損害賠償へ、に関して

・札幌市発寒清掃工場で煙突のさびが飛散したことにより、損害賠償を行っているが、印西クリーンセンターで同様な事態を起こすことはないのか？

【回答】

十分点検、清掃をした上で運転しますので、さびの飛散はないと考えております。

[乙委員]	点検というのは誰がどうやって点検しているのか。毎日とか1カ月に1回とか。
[甲委員]	さびの飛散は、炉を立ち上げるときにやはり出る可能性が大きいということで聞いておりますので、炉を立ち上げる前に点検して運転をしております。

質問② 高知市でゴミ収集車による死亡事故、に関して

・高知市で発生した事故に関する裁判で賠償責任命じる判決（業務委託ゴミ収集車死亡事故 高知市控訴せずとの続報あり）がでていますが、組合では同様の事態が発生する可能性はないのか？

【回答】

収集運搬業務に係る安全確保については、契約仕様書に交通法規を遵守し、走行に際しては細心の注意を施すことを明記し、また、随時文書やチラシを配付し、事故防止に努めています。

[乙委員]	もしも不幸にして事故が起きた場合については、責任を問われる可能性があるのですよね。許しているわけだから。
[甲委員]	高知市の判例では行政側の責任が問われているのは確認していますが、想定の中での回答は、事故防止に努めていきたいというところです。

質問③ 排ガス中の重金属測定（調査測定）の測定方法について

・(1) JIS K-0083について、「他のクリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明書を取得しています。」とあるが、どこか？ (2) JIS K-0083の2006年改定でカルシウム、銅、亜鉛が削除されているにも関わらず、10年間も対応しなかったことは問題である（10年間もカルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083（JIS K-0083の2006年改定に関して指摘されてから、カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用したと記載を変更しているが）。責任は？ (3) 会議録には「10年間放置に関する確認は？」に関する部分が記載されていないのはいかなる理由か？

【回答】

(1) 近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場、船橋市北部、松戸市は、JIS K-0083を準用して環境測量士による計量証明書を取得しています。また、準用とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に必要な変更を加えてあてはめることです。(2) JIS K-0083の2006年度改定では、分析方法が追加になったと理解しています。(3) 会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。

[乙委員]	5工場というのはどこですか。
[甲委員]	佐倉・酒々井、船橋南部、千葉市北清掃、それから市川、松戸和名ヶ谷、この5工場です。

質問④ 敷地境界における放射線量測定結果及び測定位置図について

・(1) 平成27年度の測定は千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23.07.18版)に依拠していると思われるが、正しいか？(2) 組合は、「千葉県空間放射線量測定マニュアル」または「簡易的な環境放射線測定に関するガイドライン」に記載されているように測定していないと見受けられる。正確に測定するという意思がないことには納得できない。再考を。

【回答】

対応が遅くなりましたが、一般社団法人日本電気計測器工業会及び放射線計測委員会から出されている、簡易的な環境放射線測定に関するガイドラインを準拠し測定していきます。

[乙委員]	いつからそういうふうに変更されるのですか。
[甲委員]	来週の月曜日の測定から変えようと考えております。

質問⑤ 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について

・(1) その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。(2) 組合または印西市の方針は変更ないのか？(2016年11月16日、柏市、松戸市、流山市、我孫子市、印西市、の市長らが最終処分場整備を要望したのはいかなる理由か)(3) 今年度の環境省の立ち入り検査は終了したのか？

【回答】

(1) 環境省からの協議申し入れはありません。組合と関係市町で指定解除の可能性などについて協議を行いました。現段階では保管中の指定廃棄物濃度が8,000ベクレル/kgを下回ったとしても廃棄物の受入れ先を直ちに確保するのは難しいことが想定され、一時保管を継続せざるを得ない状況にあります。(2) 方針の変更はありません。印西市としましては、国により設置されることとなっている長期管理施設の設置の見通しが立っていない状況を踏まえ、同じく一時保管を行っている柏市、松戸市、流山市、我孫子市の5市連名により、環境大臣あて要望書を提出したものです。また、印西市としては、印西市域に一時保管がされている状況であることから、一刻も早く長期管理施設を設置願いたいとの思いから、当組合と相談の上、今回、印西市として要望書の提出を行ったものです。(3) 10月28日環境省職員4名の立ち入りがありまして、指定廃棄物の保管場所の確認及び空間放射線量の測定がありました。結果は特に指摘事項はありませんでした。

質問⑥ 環境委員会（会議）配布資料のホームページ掲載について

・組合ホームページの「環境委員会だより」の「環境委員会報告 平成28年度 第1回 H28.06.25」の「その他の資料の資料7(11ページ)」と「環境委員会報告 平成28年度 第2回 H28.09.03」のその他の資料(16ページ)に個人情報が出されているのはいかなる理由か

【回答】

ご指摘のとおり、4箇所、2名の方の個人名が記載された状態でホームページに掲載してしまいましたので、11月21日、月曜日に修正いたしました。今後、個人名の掲載がないよう十分に注意、確認していきます。

[乙委員]	この名前のところを黒く塗って、ホームページのところにPDFにして出しているのですけれども、これは実際見れば下の字の名前が見えます。
[甲委員]	確認して委員名がわからない形で掲載するようにいたします。

質問⑦ 環境委員会（会議）の進行方法等について

・環境委員会での説明にプロジェクタを使用し、簡潔に行う。(会場のレイアウトも変更する)

【回答】

前回、9月の環境委員会で確認いたしましたが、協議の場としての進行、委員の人数や会議室の状況、詳しい資料提示の必要性などを考えますと、現時点では、これまでの進行方法を基本に、より円滑に会議が進行されるよう配付資料を工夫するなど、検討したいと考えています。

[乙委員]	この件につきましては、2週間前の住民だけの集まりのときにも十何名の出席された方、皆さんの中から非常に活発な意見がออกมาして、どういふふうにしたらもっとわかりやすくなるか。例えばページ数、何ページですと言われても別の資料のそのページを見てしまっている、そんなのも出て、わかりやすい方法はないかというふうな意見がありました。プロジェクタを使ったらどうかという具体的な提案もありました。そういうのを工場側にお伝えしました。工場側からもいろんな意見が出て、皆さんにわかりやすくやるように工場側と住民と今後協力しながらやっていこうということです。例えば操業報告だけは2週間前につくってくださいますが、そのときにもできるだけ資料としてつけ加えて、現在ここに資料として出ているようなものでも、もし間に合うものはそのとき一緒にいただいて、それを全部一括してとってしまえば、ページ数なんかは1から3とか、そんなのではなくて、1から30とか50とか一遍に連なってしまうと、そういう話がいろいろ出ておりますので、今後こうしたことに住民と協力してこれは進めていきたいと思ひます。
-------	---

質問⑧ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録について

・組合ホームページの「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」で平成28年度4～9月は1号炉が1日～31日まで焼却しているが、最小29.70トンとなっている理由は？運転開始または運転停止の焼却量であれば、分かるように記載すべきでは。

【回答】

焼却炉の立ち上げ及び立下げ日の焼却時間は24時間以下になりますので、焼却量も少なくなります。7月31日は1号炉を立下げているので、29.70トンとなっています。操業報告につきましては環境委員会でも報告していますので、ご理解いただけるものと考えています。

[乙委員]	この維持管理に関する記録をできれば、会議のときに資料として配付してもらいたいと思ひます。そうすれば、月にどのくらい操業していて何か、いつも配付されてくる資料だけでわからない部分を補足しているのだから、そういうふうにお願ひしたいと思ひますが、いかがですか。
[甲委員]	先ほどのその前のお話の兼ね合いもございまして、資料は工夫させていただくしかないと思ひております。要は余り多くなってしまうと、また見づらいということもありますので、その意味では少ないページで済むような形でできるものであれば配付させていただければと思ひます。

質問⑨ 印西クリーンセンター維持管理に関する計画について

・印西クリーンセンター維持管理に関する計画で、「5 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却します。」とあるが、状況は？

【回答】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準により、焼却灰の熱灼減量、燃え残りが10%以下になるように焼却する事とあります。熱灼減量はごみ質により変化しますが、今年度は3%から7%です。

質問⑩ 周辺臭気に関する調査報告、9月9日(金)臭い発生事件

・組合ホームページの「周辺臭気に関する調査等 モニタリング報告書 平成26年9月」で、9月9日(金)午後5時10分「臭い」が発生した件が「排ガス誘引送付機が停止して一時的に建屋内で焼却設備からの排ガス漏れが確認された」と記載されているが、「印西クリーンセンター緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」の対応はどのようにされたのか？廃掃法の「事故の届出」には該当しないのか？

【回答】

9月9日午後5時6分、1号炉の誘引送風機が突然停止しまして、炉内の圧力バランスが崩れ炉から若干煙が漏れました。約1分後送風機は再起動できましたので、事故としての届出を行うものには該当しません。

質問⑪ 平成27年度印西市一般廃棄物処理概要について

・印西市作成の「平成27年度 印西市一般廃棄物処理概要」に、「印西クリーンセンターでは印西地区衛生組合で生成したし渣(収集し尿に混入しているプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類)を焼却している」と記載されているが、「表-1 月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況」ではどこに記載されているのか？「平成28年度印西地区ごみ処理実施計画」ではどこにどのように記載されているのか？

【回答】

栄町に事務所を有する印西地区衛生組合のし渣については、事業系可燃ごみで受け入れています。

平成28年度印西地区ごみ処理実施計画では、事業系一般廃棄物として、印西クリーンセンターで焼却処理

する燃やすごみに該当します。

[乙委員]	1年間にどのくらい搬入されて焼却していますか。
[甲委員]	衛生組合が直接搬入しているものではなく、収集運搬許可業者が回収する事業系可燃ごみに混ざって搬入されますので、組合では把握していません。

質問⑫. 環境委員会の会議録について

・会議録で、誤変換や誤入力があり、十分に内容が確認されていないのは問題である。署名人は責任をもって内容確認を行ってほしい。

【回答】

環境委員会事務局として、誤変換や誤記入がないよう確認いたします。

5. その他

(乙委員) クリーンセンター移転後の温水センターについて

・前回、第2回環境委員会で自治会側から質問し組合側から回答をいただきましたが、今後の検討協議において、クリーンセンターを移転した場合でも温水センターの運営を続けていただきたい。

【議長】

今後の検討状況により、組合側から情報提供していきます。

[事務局] それでは、以上をもちまして平成28年度第3回環境委員会を閉会いたします。

本日はお忙しい中ありがとうございました。